

競争参加者の資格に関する公示

帯広（7）倉庫新設等電気工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法について、次のとおり公示します。

令和7年7月9日

分任支出負担行為担当官
帯広防衛支局長 山口 淳一
(公印省略)

- 1 工事名 帯広（7）倉庫新設等電気工事
- 2 工事場所 北海道帯広市
- 3 工事概要 本工事は、以下の電気設備工事及び通信工事を行うものである。
【陸上自衛隊帯広駐屯地】
 - ・倉庫新設（鉄骨造平屋建 延べ面積 約 5,500㎡）伴う付帯電気設備工事、通信工事
 - ・保管庫新設（鉄骨造平屋建 延べ面積 約 890㎡）伴う付帯電気設備工事、通信工事
 - ・駐屯地等通信網整備（光ケーブル約 9Km）に係る電気設備工事、通信工事
- 4 工期 令和9年10月31日まで
指定部分：「駐屯地等通信網整備」については、令和8年3月31日まで、「保管庫新設」については、令和8年11月30日までとする。
- 5 競争参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の交付
 - (1) 交付期間 令和7年7月9日から令和7年7月31日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までの間を除く。なお、最終日は正午まで。なお、紙による交付は午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く）。
 - (2) 交付場所 防衛施設建設工事電子入札システムセンター
<http://www.dfeg.mod.go.jp>
ただし、紙による交付を希望する場合は下記6（2）に同じ。
 - (3) その他 特定建設工事共同企業体として資格を得ようとする者に交付する。
- 6 申請書の提出期限等

(1) 提出期間 令和7年7月9日から令和7年7月31日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までの間を除く。最終日は正午まで。

なお、申請書は、令和7年7月31日以降も当該工事に係る開札の時まで（行政機関の休日を除く。）受け付けるが、当該工事に係る開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

(2) 提出場所

〒080-0016 北海道帯広市西6条南7丁目3番地 帯広地方合同庁舎
帯広防衛支局総務課契約審査係

TEL 0155-22-1175

FAX 0155-23-8482

メールアドレス ob-keiyaku-hk@ext.hokkaido.rdb.mod.go.jp

(3) 提出方法 申請書に次に掲げる書類を添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出すること。

ア 総合評定値通知書（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第1項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもの。）又は経営規模等評価結果通知書で令和7・8年度資格審査申請の際に提出したものの写し

イ 共同企業体協定書の写し

ウ 下記7(2)アの要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限り。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（以下「公告」という。）（令和6年12月17日付分任支出負担行為担当官帯広防衛支局長）に示すところにより交付する入札説明書の別記様式3と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。）

(4) その他 申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

7 特定建設工事共同企業体としての資格

(1) 特定建設工事共同企業体の構成

特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす2又は3社の組合せとする。

ア 防衛省における令和7・8年度の一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「電気工事」で級別の格付を受け、帯広防衛支局に競争参加を希望している者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

イ 特定建設工事共同企業体の代表者は防衛省競争参加資格の総合審査数値が「電気工事」780点以上（格付「A」又は「B」）であること。

また代表者以外の構成員は防衛省競争参加資格の総合審査数値が780点以上（格付「A」又は「B」）であること。

ウ 上記1に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合に

においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。) 又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

- ・塚田設備管理株式会社
- ・北日本技術コンサル株式会社

なお、詳細は入札説明書による。

(2) 構成員の技術的要件等

特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。

ア 特定建設工事共同企業体の代表者は、平成22年4月1日から公示日までに完成・引渡しが完了した工事で、次の①又は②のうち、いずれかを施工した実績を有すること。

① 元請けとして完成・引渡しが完了した国内における建設工事の実績のうち、電気設備工事を施工した実績

ただし、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した工事の場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。なお、工事成績のない工事については、検査に合格している証明をもって65点以上の工事とみなすものとする。

② 防衛省発注の建築工事、土木工事、機械工事、電気工事及び通信工事の5職種のうち複数の職種の工事を一括で発注した工事（以下、「総合発注工事」という。）の一次下請けとして完了した工事のうち、電気設備工事を施工した実績

ただし、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。なお、工事成績のない工事については、検査に合格している証明をもって65点以上の工事とみなすものとする。

イ 建設業法の「電気工事」につき許可を有しての営業年数が5年以上であること。

ウ 「電気工事」に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できること。

(3) 出資比率要件

すべての構成員が、均等割りの10分の6以上の出資比率であるものとする。

(4) 代表者の要件

代表者は、同一の等級の者にあつては発注工事に対応する工種に係る施工能力が大きいと認められる者とし、等級の異なる者の間にあつては、上位の等級の者とする。

また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

8 上記7(1)アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者を含む特定建設工事共同企業体も上記6により申請することができる。この場合、上記7(1)アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者は、上記7(1)ア及びイに示す構成員の要件を得る必要がある。

なお、当該工事の開札の時までに特定建設工事共同企業体として資格の審査が終了していないとき又は上記7(1)アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者が当該工事の開札までに上記7(1)ア及びイにする構成員の要件を得ていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないものとする。

9 資格審査結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知する。

10 資格の有効期間

資格審査結果通知の日から工事請負契約の履行後3か月以内を経過するまでとする。
ただし、当該工事の受注者以外の者であっては、当該工事の請負契約が締結された日までとする。

11 その他

- (1) 特定建設工事共同企業体の名称は、「帯広（7）倉庫新設等電気工事〇〇〇建設・〇〇〇建設・〇〇〇建設建設共同企業体」とする。
- (2) 当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時に於いて、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示す手続きに従い、資格審査結果の通知を受けていなければならない。